

令和2年度 第2回福井市国民健康保険運営協議会 会議録	
日時	令和3年2月4日(木) 15:00～16:10
場所	福井市役所8階 第8AB会議室
出席者	山田委員、千田委員、田中委員、堀江委員、上原委員、辻委員、高畑委員、田村委員、五十川委員(委員14名中9名出席) (欠席者:柿中委員、上山委員、吉田委員、井上委員、竹内委員)
事務局	福祉保健部長、保健衛生局長、福祉保健部次長、健康管理センター所長、保険年金課長、保険年金副課長、保険年金課職員2名、健康管理センター職員1名

<内 容>

・議事

(1) 協議事項

- ①令和3年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について
- ②令和3年度国民健康保険税の税率(案)について
- ③福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
- ④令和2年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について
- ⑤令和3年度福井市国民健康保険特別会計予算について
- ⑥令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について
- ⑦保健事業等の主な取組みについて

<議事録>

【司会】

定刻となりましたので、ただいまより「令和2年度 第2回福井市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

会議次第では、福井市市民憲章の唱和とありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本日は市民憲章の唱和を省略させていただきます。

それでは、福祉保健部長がご挨拶申し上げます。

【福祉保健部長】

令和2年度 第2回福井市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より本市の国民健康保険の運営に特段のご理解とご協力賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスでございますが、緊急事態宣言の発令により、1日の感染者数は、一時よりは減少している状況ですが、まだまだ高い数字でございます。本県におきましてもクラスターが発生するといったような油断を許さない状況にあります。引き続き、市民の皆様と協力しまして感染拡大防止に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

こうした中、先月、県から来年度の国保事業費納付金及び標準保険料の本算定結果が示されました。これを受けまして、即、本市の来年度の税率につきまして検討を進めてまいりました。

こうした中、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国

民健康保険税の大幅な減収が見込まれており、また、コロナ禍の経済状況を鑑みますと、できるだけ負担感が増すことがないように被保険者への配慮が必要ではないかとさまざまな試算、検討をしております。

本日は、こうした検討を踏まえた来年度の税率案について、ご協議していただくこととなりますが、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野、そして市民の視点から慎重にご審議いただきたいと思っております。どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

【司会】

ここで、国民運営協議会委員ならびに会長に変更がございましたので、保険年金課長よりご紹介させていただきます。

【保険年金課長】

お手元にお配りいたしました委員名簿をご覧くださいと思います。公益代表といたしまして、福井市自治会連合会からご推薦いただき、また、前回の書面決議によりまして、会長に承認されました辻元様でございます。任期は、残任期間の令和4年6月20日まででございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

会長より一言ご挨拶をお願いいたします。
(会長あいさつ)

【司会】

それでは、ここで福祉保健部長が諮問を申し上げますので、恐れ入りますが、会長はその場でご起立願います。

(部長が諮問文を読み上げ、会長に手渡す)
(各委員に諮問書のコピーを配布)

【司会】

なお、福祉保健部長は、このあと別の公務がございますので、申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

(部長退席)

【司会】

本日は、委員14名ご案内のところ、9名のご出席をいただいておりますので、福井市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、定数の半数以上に達しており、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、福井市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっております。これから後の議事進行は会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、会長が議長を務めるとのことで、皆様のご協力をいただきまして議事を進めてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず議事進行の前に福井市国民健康保険条例施行規則第7条第2項の規定により、

会議録署名人2名を決めたいと思います。

会議録署名人には、千田委員と田中委員のお二人にお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は先ほど諮問のありました令和3年度国民健康保険税の税率について当運営協議会として答申内容を決定する必要があるがございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に(1)協議事項①令和3年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について、及び②令和3年度国民健康保険税の税率(案)について、一括して事務局より説明をお願いいたします。

保険年金課長説明 **資料1** (P1) **資料2** (P2)

【議長】

ただいまご説明いただきました①令和3年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について、及び②令和3年度国民健康保険税の税率(案)について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。あるいは補足事項等ありませんでしょうか。

【A委員】

令和3年度納付金額の概要のところ、前年度と比較して約8億円減少するということですが、内訳の説明では8億円にならないのはなぜか。

【保険年金課長】

今回資料では、納付金算定における主な増減要因のみを取り上げていることをご理解いただきたい。

【議長】

ご意見等をいただき、ありがとうございました。

それでは、②の令和3年度国民健康保険税の税率(案)については、諮問事項でございますので、この内容で答申してよろしいでしょうかお伺いします。

(委員から同意の声)

ありがとうございます。異議がないようなので、それではこの内容で答申いたします。諮問をいただいた「令和3年度国民健康保険税の税率について」、当運営協議会として意見をまとめることができました。ありがとうございました。

【議長】

それでは、次の協議事項に移ります。③福井市市税賦課徴収条例の一部改正について事務局からご説明をお願いします。

保険年金副課長説明 **資料3** (P3)

【議長】

ただいま説明がございました③福井市市税賦課徴収条例の一部改正についてですが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【B委員】

この改正で国保税の税込への影響はあるのか。今回の改正について国の考えは。

【保険年金課長】

給与及び公的年金等の所得控除の見直しによる所得増加の影響を、均等割及び平等割については、軽減判定の所得基準額を引き上げることで給与や公的年金等の収入のある方には影響がないが、フリーランスや自営業の方は、元々給与所得控除や公的年金等控除のような控除がなく、今回の改正により軽減判定の所得の基準額だけが引き上がり、新たに軽減対象になったり、軽減割合が高くなったりすることで、保険税額が引き下がることがあります。

今回の見直しにおいて国は、給与や年金の特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、フリーランスや自営業の方も恩恵を受けるよう、収入の種類に左右されない基礎控除を引き上げることで不公平をなくそうとしている。

【B委員】

基準額の33万円とは収入なのか。

【保険年金課長】

給与や公的年金等の収入から給与所得控除や公的年金等控除を差し引いた課税所得が、基準額以下であるかどうかの判定になります。

【議長】

他に何かございませんか。なければ次の協議事項に移ります。

協議事項④令和2年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

保険年金副課長説明 資料4 (P4)

【議長】

ただいま説明がございました④令和2年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【B委員】

国保連合会からの返還金とは何か。

【保険年金課長】

今回の補正の内容ですが、前年度以前に概算で交付申請を行った国庫補助金等において、過大交付となったため返還するものである。具体的には、2月診療分の交付申請において、日程の関係上、確定前に概算額で申請する必要があったことによるもので、国保連からの返還金についても、保険給付費として国保連に概算で過大に支払った分を返還してもらったものである。

【B委員】

実際、半年してから返戻されることがあるが。

【保険年金課長】

診療報酬の返戻については、交通事故等による第三者の不法行為により負傷した方の治療費について損害賠償請求を行う場合、資格喪失後の保険利用による不当な行為に対し返還請求を行う場合などが考えられる。

【B委員】

保険請求分とレセプト（診療報酬明細書）の数字が合わないケースがあるが、どのようなことが考えられるか。

【保険年金課長】

被保険者の受診内容を把握し、診療報酬が適正な支払いか確認するため、レセプトの点検を行っている。その点検作業の中で診療報酬の額が変更することがある。

【議長】

よろしいですか。それでは次の協議事項に移ります。⑤令和3年度福井市国民健康保険特別会計予算について、事務局から説明をお願いいたします。

保険年金副課長説明 資料5（P5）

【議長】

ただいま⑤令和3年度福井市国民健康保険特別会計予算について説明いただきましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【B委員】

会計に特別が付くのは。

【保険年金課長】

特別会計は、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して処理する会計で、国民健康保険税という特定財源を使って、被保険者の保険給付費や健康づくりなどの特定の事業を行うため、別の会計に区分している。

【B委員】

医療費は実際増えているのか？

【保険年金課長】

本市の国民健康保険にかかる医療費についてですが、新型コロナウイルスの第1波が発生した4月から5月にかけて1人あたり医療費が前年度比約4,000円から6,000円減少した。その後、第2波となった7月と8月は、約1,000円から2,000円減少したが、その後徐々に戻ってきている。

【議長】

よろしいですか。それでは次の協議事項に移ります。⑥令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について、事務局から説明をお願いいたします。

健康管理センター所長説明 資料6 (P6)

【議長】

ただいま説明のありました⑥令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【B委員】

昨年も思ったのですが、今後も継続するのか。収入140万円に対し290万円の支出になっている。

【健康管理センター所長】

国民健康保険医療施設であり診療所にもなるんですが、おおむね半径4km以内に医療機関がないという場所で、国民健康保険の被保険者がなかなか受診するのに難しいような地域に国民健康保険診療所という形で開設している。診療機会の確保、開設のしかた、運営形態については、今後、検討する必要があると考えている。

【B委員】

歯科の先生もおられるということで、歯科診療はないのか。

【健康管理センター所長】

上味見診療所は内科のみの開設である。もちろん歯科診療も必要ではあるが、どうしても高齢者の方が多く（高齢化率も高く）、慢性疾患を抱えた方がたくさんおられますので、内科診療の機会の確保の方が必要であると考えている。

【議長】

その他よろしいでしょうか。それでは、最後の協議事項に移ります。

⑦保健事業等の主な取組みについて、これにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

保険年金課職員説明 資料7 (P7～9)

【議長】

⑦保健事業等の主な取組みについて説明いただきましたが、これにつきまして何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【C委員】

コロナの予防接種については、この予算には出てこないのか。関わってこないのか。

【健康管理センター所長】

コロナのワクチン接種につきましては、国民健康保険特別会計の予算ではなく、一般会計の予算で対応していく。

【議長】

よろしいでしょうか。特にご意見やご質問がないようですので、これで本日予定していた議事は、すべて終了いたしました。

次に、6のその他ですが、事務局から何かありますか。

【保険年金課長】

事務局からは連絡等はありません。

【議長】

それでは円滑な議事進行に、ご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【司会】

会長、どうもありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたり、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

最後に保健衛生局長が閉会の挨拶を申し上げます。

【保健衛生局長】

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、国保運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。今ほど、委員の皆様から貴重なご意見やご質問をいただき重ねてお礼申し上げます。

また、諮問いたしました「令和3年度国民健康保険税の税率について」、慎重に審議いただき、今回、運営協議会としての意見を答申書としてまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

改めまして、委員各位には、今後とも格別のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(午後4時10分 閉会)

《以上》